

東久留米市スポーツセンター
再生可能エネルギー等導入事業

公募型プロポーザル実施要領

令和 5 年 1 1 月

東久留米市教育部生涯学習課

1. 目的

東久留米市（以下、「市」という。）では令和5年3月1日に、脱炭素化に取り組むにあたり、これまでの省エネルギー化に加え、資源に限りのある化石燃料から地域資源としてのグリーン電力、再生可能エネルギーへの転換や減災レジリエンスとの連動等を図り、持続可能な強靱性の高いまちを創造する視点を持ち、市民・事業者・行政が一体となり「2050年ゼロカーボン社会の実現」を目指すこととする「東久留米市ゼロカーボンシティ宣言」を行った。この宣言に基づき脱炭素化の取り組みを推進していく一方で、地域課題として、頻発する自然災害に対するレジリエンス強化や地域でのエネルギー有効活用等も求められており、令和4年8月にとりまとめた「東久留米市における脱炭素化・再生可能エネルギーの利用に向けた最適化の基本的考え方」では、地球温暖化対策、減災レジリエンス、地域エネルギー活用の要点を横串して整理し、脱炭素化と併せて地域課題の解決に向けた考え方を示している。

本事業は、これらの背景を踏まえ、PPAモデル及びリースモデルの採用により初期費用を抑えつつ、東久留米市スポーツセンター（以下、「対象施設」という。）に太陽光発電設備、蓄電池及び高効率照明機器を導入することで、施設の省エネルギー化を図りつつ安定的に供給される再生可能エネルギーを最大限地産地消し、施設の平常時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、停電を伴う非常時には蓄電池を非常用電源として活用し防災機能を向上させることを目的とする。

については、これらの業務を行う事業者をプロポーザル方式により公募するものである。

2. 事業概要等

(1) 件名

東久留米市スポーツセンター再生可能エネルギー等導入事業

(2) 対象施設

東久留米市スポーツセンター（東京ドームスポーツセンター東久留米：東京都東久留米市大門町二丁目14番37号）

(3) 事業概要・事業期間・業務内容等

別紙「東久留米市スポーツセンター再生可能エネルギー等導入事業 仕様書」を参照

(4) 事業にあたっての留意事項

- ① 事業内容の詳細については、本プロポーザルによる事業者選定後に、別紙「東久留米市スポーツセンター再生可能エネルギー等導入事業 仕様書」をもとに選定された事業者の提案を加味して、市との協議により仕様書を作成し、決定する。
- ② 本事業は、受注者が、市より対象施設内に設置場所の提供を受け、太陽光発電設備等（太陽光発電設備、蓄電池及び必要な付帯設備をいう。以下同じ。）を導入するとともに、設置する設備を利用して生産される再生可能エネルギー（電力）を同施設に供給し、契約にて決定する電力単価に基づき、市が受注者から電力を購入する「太陽光発電設備等 PPA 事業」と、同施設内の全ての既存照明設備（外灯含む）について、リース方式にて高効率照明設備（LED 照明設備）に改修する「LED 照明設備リース事業」を一体的に実施するものである。契約方法としては、本プロポーザルで決定した事業者 1 社と、電力購入契約（PPA 契約）・LED 照明設備に係るリース契約をそれぞれ締結することを想定している。ただし、決定した事業者が共同事業体である場合は、当該事業体の構成員のうち PPA 業務を担う事業者と PPA 契約、LED リース業務を担う事業者とリース契約をそれぞれ締結する。
- ③ 本事業は下記の国・都の補助金の活用を想定するものである。補助金を活用する場合は公募要領、Q&A 等を十分確認し、規定に従って事業を実施すること。なお、下記以外の国・都等の補助金についても補助対象となるものについては積極的に活用すること。
 - **【国補助】**
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）
 - **【都補助】**
地産地消型再エネ増強プロジェクト助成金
※上記都補助は、現状令和 5 年度までの補助事業となっているが、本プロポーザルにおいては令和 6 年度も継続するものとして提案すること。

3. 公募概要

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(2) スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和 5 年 11 月 7 日（火）から	公募開始

令和5年11月8日（水）から 令和5年11月21日（火）まで	参加表明書の受付
令和5年11月30日（木）予定	参加資格審査結果の通知、提案上限 PPA 単価の提示、 及び対象施設参考資料の提供
令和5年12月1日（金）から 令和5年12月6日（水）まで	施設見学申し込み期間
令和5年12月7日（木）から 令和5年12月13日（水）まで	施設見学期間
令和5年12月14日（木）から 令和5年12月18日（月）まで	質問票の受付
令和5年12月22日（金）予定	質問票に係る回答
令和6年1月15日（月）まで	辞退届の受付
令和6年1月16日（火）から 令和6年1月18日（木）まで	企画提案書提出届・企画提案書の受付
令和6年1月31日（水）予定	審査結果の通知
令和6年2月上旬から 令和6年4月下旬までを予定	受託候補者との協議（契約書、仕様書等の確定）
令和6年5月以降	契約締結（補助金の交付決定時期等との兼ね合いにより、協議して決定する）

4. 参加資格要件

公募に関して次の参加条件を付することとする。なお、共同事業体を結成し参加する場合は、すべての構成員が満たすこと。

- ① 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業体（共同事業体を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業体の構成員となることもできない。）であること。

なお、共同事業体による応募の場合は、代表者となる構成員をあらかじめ定め、共同事業者の構成員の役割分担を明確にすること。また、代表構成員が応募及び事業の諸手続きを行うこと。

- ② 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、競争入札参加資格を有していること。この条件を満たせない場合は、次の書類を提出するとともに、契約締結までに同サービスの競争入札参加資格に登録ができること。

ア) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

- イ) 法人事業税、法人税、並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも直近年度のもの）
- ウ) 財務諸表
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④ 参加表明書の提出期限までに、入札参加除外措置又は競争入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 東久留米市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 25 年東久留米市訓令乙第 2 号）に定める暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- ⑥ 国税、都道府県税及び市町村税に滞納がない者であること。
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- ⑧ 過去 5 年以内（平成 30 年度から令和 4 年度）に、本事業と類似の事業履行実績として、「高圧施設の屋上又は屋根における太陽光発電設備等の設備設計及び導入にかかる業務」、「公共施設における既存照明設備の高効率照明設備への改修にかかる設計及び改修にかかる業務」のそれぞれについて実績を有していること。
共同事業体による応募の場合は、構成員が有する実績でも構わない。
- ⑨ 本業務を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めることができること。
 - ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による構造設計一級建築士
 - イ) 電気主任技術者（第三種以上）

5. 公募手続きの流れ及び提出書類等

提出書類の提出先については、後述「9. 担当部署」を参照すること。

なお、本事業に共同事業体で参加する場合、以下の手続きにおいて、参加事業者が市に提出する書類の申請者欄は「共同事業体代表構成員」であることを明記のうえ代表構成員が記載することし、市から参加事業者への通知については代表構成員に対して行うものとする。

(1) 参加表明書の受付

① 提出期間

令和 5 年 11 月 8 日（水）午前 9 時から令和 5 年 11 月 21 日（火）午後 5 時まで
※郵送の場合は必着とする。

※持参の場合は土曜・日曜、祝日を除く午前 9 時～午後 5 時。ただし、正午から

午後1時までの時間を除く。

② 提出書類

以下の書類を提出すること。

	提出書類	留意事項
ア	参加表明書	(様式1)により提出する。
イ	業務実績調書	(様式2-1・2-2)により提出する。 「高圧施設の屋上又は屋根における太陽光発電設備等の設備設計及び導入にかかる業務」、「公共施設における既存照明設備の高効率照明設備への改修にかかる設計及び改修にかかる業務」についてそれぞれ最大3件まで記載すること。
ウ	共同事業体構成表 及び構成員間で取り交わした共同事業体の組織に関する協定書等の写し	共同事業体構成表は(様式3)により提出する。 協定書等の写しは任意の様式とするが、各構成員の役割が明記され、全構成員の代表者印が押印されたものであること。 ※共同事業体で参加する場合のみ必要。 ※共同事業体で参加する場合は、イ及びエ〜キの書類は構成員となる者についても提出すること。
エ	会社概要がわかる書類	パンフレット等
オ	履歴事項全部証明書(登記簿謄本)	※東京電子自治体共同運営電子調達において、競争入札参加資格を有していない場合のみ必要。
カ	財務諸表	貸借対照表及び損益計算書(いずれも直近3年分) ※東京電子自治体共同運営電子調達において、競争入札参加資格を有していない場合のみ必要。
キ	納税証明書	法人事業税、法人税、並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(いずれも直近年度のもの) ※発行から3か月以内のもの(写し可)。 ※東京電子自治体共同運営電子調達において、競争入札参加資格を有していない場合のみ必要。

③ 提出方法

郵送、又は持参

(2) 参加資格審査結果の通知、提案上限 PPA 単価の提示及び対象施設参考資料の提供

① 審査結果の通知

市は、参加事業者が「4. 参加資格要件」を満たしているか審査し、審査結果を

「参加資格審査結果通知書（様式4）」により通知するとともに、企画提案書審査への参加を要請する。

ア) 通知予定日

令和5年11月30日（木）

イ) 結果通知方法

書面及び電子メール

② 提案上限 PPA 単価の提示

市は、本事業のうち太陽光発電設備等 PPA 事業において、本プロポーザルで参加事業者が提案する単価の上限を定めるため、①の通知と合わせて、提案上限単価（円/kWh、税込）を提示する。なお、LED 照明設備リース事業における提案上限額は後述「6.（5-2）」のとおりとする。

③ 対象施設の参考資料の提供

市は、参加事業者の企画提案書作成のための参考として、対象施設にかかる以下の資料を提供する。なお、提供の方法については別途案内する。

- 構造計算書、構造図
- 新築時の建築工事図面（設計図）より
平面図、屋根伏図、立面図、矩計図、内外部仕上表
- 新築時の電気設備工事図面（竣工図）より
電気設備図凡例、受変電設備単線結線図・姿図、幹線設備系統図、電灯分電盤結線図・負荷表、電灯設備平面図・照明器具姿図
- 既存照明器具整理表
- 東久留米市スポーツセンター電気料金等内訳表（令和4年度実績）、24時間365日電力需要量データ（30分間値）（令和4年度実績）

(3) 施設見学

企画提案書審査への参加要請を受けた事業者が希望する場合は、下記のとおり市及び施設管理者職員立会いのもと見学を実施する。なお、施設見学時に市から新たな資料を提示することはしない。また、施設見学の実施有無は、受託候補者の選定に影響を与えるものではない。

① 施設見学申し込み

ア) 申込期間

令和5年12月1日（金）午前9時から令和5年12月6日（水）午後5時まで

イ) 申し込み方法

電子メール（見学希望日時を第3希望まで記載すること。）

② 施設見学期間

令和5年12月7日（木）午前9時から令和5年12月13日（水）午後5時まで
※見学日は上記期間のうち、各事業者1日、時間は3時間程度とする。
※見学日時は、見学申し込みのあった事業者ごとに市で調整し、別途連絡する。

(4) 質問及び辞退

企画提案書審査への参加要請を受けた参加事業者が、本プロポーザルについて質問がある場合の対応は下記のとおりとする。

① 質問受付期間

令和5年12月14日（木）午前9時から令和5年12月18日（月）午後5時まで

② 質問方法

電子メールにて、「質問票（様式5）」を市に提出する。

※メールの件名は、「スポーツセンタープロポーザル質問票【事業者名】」とすること。

※共同事業体の場合は、代表構成員が取りまとめて提出すること。

③ 回答方法

市は、参加事業者からの質問事項を取りまとめ、令和5年12月22日（金）にすべての参加事業者に電子メールにて一括で送付する。

この回答は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

なお、質問元の事業者の名称等は公表しない。また、他の参加事業者についての質問や、提案事項の審査への影響を問うような質問については回答しない。

(5) 辞退届の受付

この段階で、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、下記のとおり市へ届け出ること。

① 辞退方法

「辞退届（様式6）」を、電子メールにて市へ提出する。

② 辞退期限

令和6年1月15日（月）午後5時まで

(6) 企画提案書の受付

① 提出期間

令和6年1月16日（火）午前9時から令和6年1月18日（木）午後5時まで
※郵送の場合は必着とする。

※持参の場合は土曜・日曜、祝日を除く午前9時～午後5時。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。（事前に電話連絡のうえ、持参すること）

② 提出物

以下の書類を提出すること。

	提出書類	留意事項
1	企画提案書提出届	(様式7)により提出すること。
2	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイルに綴じて提出すること。 ・表紙、目次をつけ、ページ番号を付すこと。 ・A4判横書き、両面刷り、左上留め、カラー可、枚数は表紙・目次を含めて20ページ程度とする。 ・一部A3判を使用することは認めるが、その場合はZ折りでA4判の大きさにして綴じこむこと。 ・後述「6. 企画提案書に求める内容」の記載に合わせて項目立てして作成すること。 ・読み取りやすい文字サイズとする、適宜インデックスをつける等、見やすい資料となるように留意すること。 ※正本・副本を作成し、下記③の部数を提出すること。
3	PDF データ	企画提案書の正本・副本のPDF データ

※提案書は、後述「6. 企画提案書に求める内容」を参照し作成すること。

※参加事業者は、複数の企画提案書を提出することはできないので注意すること。

③ 提出部数

正本1部、副本8部、電子媒体1部 (PDF 形式)

※副本には事業者名だけでなく、事業者名を連想させるブランド名等も記載しないこと。

④ 提出方法

上記②提出物のうち、

1及び2は、郵送又は持参

3は、電子メール又は電子記録媒体 (CD-R 等) で提出すること。

※電子記録媒体については返却しない。

※メールの件名は、「スポーツセンタープロポーザル企画提案書【事業者名】」
とすること。

(7) 企画提案書審査の実施及び結果の通知

市は、後述「7. 審査方法及び審査基準」に基づき企画提案書審査を実施し、受託候補者を選定する。また、企画提案書審査に参加した全事業者に対して審査結果を「審査結果通知書 (様式8)」により通知する。

① 結果通知予定日

令和6年1月31日 (水)

② 結果通知方法

書面及び電子メール

(8) **審査結果の公表**

選定された受託候補者については、受託候補者の名称、代表者名、住所などを市ホームページで公表する。ただし、審査の過程及び他の事業者の選定結果については公表しないものとする。

(9) **協議による仕様書確定、契約締結**

選定された受託候補者と市が協議し、詳細な仕様を確定したうえで契約を締結する。契約の時期については、仕様確定の時期や補助金の交付決定の時期等を勘案し、受託候補者と市で協議して定める。なお、契約締結の前に本事業に係る基本的な事項を定めた協定を締結することを想定している。

なお、受託候補者が契約締結までの間に次の事項のいずれかに該当した場合は、協議を取りやめ、次選受託候補者を受託候補者とする。

- ア) 受託候補者が「4. 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- イ) 市と受託候補者の協議が合意に達しない場合
- ウ) その他、受託候補者が、受託者として適切でないと判断する相当な事由が発生した場合

6. 企画提案書に求める内容

- 以下(1)～(5)は全てを必須事項として企画提案すること。(6)については、提案がある場合に記載すること。
- 提案の中で金額を示す場合は、消費税込みの額とすること。
- 提案内容は「東久留米市スポーツセンター再生可能エネルギー等導入事業仕様書」(以下、「仕様書」という)の内容を踏まえたものであること。また、審査にあたり市が追加資料や提案内容への説明を求める場合には別途対応すること。
- 本施設は、災害時においては下記の用途での使用を想定する施設である。この点も踏まえ、施設の省エネルギー効果や温室効果ガス排出量削減効果のみならず、災害時におけるレジリエンス向上につながる提案となるように留意すること。
 - ・第一体育室：避難所として使用し、避難者の生活の場となる。
 - ・第一武道場及び第二武道場：医療救護所として使用し、怪我人や病人のトリアージや応急処置を行う。
 - ・1階通路及び1階トイレ：共用部として使用する。
- 提案書作成にあたっては、事前に市が提供する対象施設の参考資料及び施設見学を

実施した場合はその結果を精査するとともに、市ホームページで公開されている各種情報（東久留米市防災マップ・洪水ハザードマップ等）を参照し、施設の実態に即した提案となるよう留意すること。なお、本施設は浸水しないものとして提案すること。

<事業実施方針に関すること>

(1) 事業実施方針

提案内容の基本方針・概要等を記載すること。

<設備の仕様・設置・維持管理に関すること>

(2-1) 設備設置計画

① 太陽光発電設備及び蓄電池の製品・設置仕様

ア) 製品の仕様について

- 設置を想定する太陽光発電設備及び蓄電池の出力・容量等の能力のほか、設置重量等がわかるように記載すること。
- 付帯設備がある場合はその仕様についても記載すること。
- 仕様がわかるパンフレット等を添付すること。

イ) 設置場所について

- 具体的な設置場所、設置部分の寸法・面積等がわかるように、平面図に図示すること。

ウ) 設置仕様について（架台の設置方法、耐荷重等）

- 想定する太陽光発電設備及び蓄電池の設置方法を記載すること。
- 太陽光発電設備は、建築基準法施行令第39条、82条の4、及びJISC8955経済産業省令第29号に規定する風圧力、自重、積雪並びに地震その他の振動及び衝撃に対する耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。また、それを示す根拠資料（耐力試験の結果や当該製品の設計マニュアル等）を添付すること。
※第三者機関等による認定証や耐力試験の結果がある場合は添付すること。
- 台風時等の突風による吹き上げや地震等の振動による設備の移動、飛散、脱落、浮き上がりへの対策がある場合は、併せて記載すること。

② 太陽光発電設備及び蓄電池のシステム構成について

- 平常時及び非常時（自立運転時）に使用できる設備、仕様が分かるように構成図を記載すること。

③ 非常時（自立運転時）に使用可能な設備について

- 非常時の利用方法（非常時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）、

非常時用コンセントの設置場所や個数、自立運転時に蓄電池から使用可能な出力、自立運転時の太陽光発電設備から蓄電池への充電能力、自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力等について記載すること。

※併せて、災害発生時に安定して使用可能な設備であることを示すこと。

- 仕様書に示す非常時における特定負荷への電力供給が可能であることをシステム構成図・系統図等により示すこと。

④ LED 照明設備の製品・設置仕様

ア) 設置を想定する照明設備の仕様

- 設置を想定する照明設備の消費電力や特徴について記載すること。特に、第一体育室に設置する LED 照明設備について、当該室がバスケットボールやバレーボール、バドミントン等の照明光に影響を受けやすい各種競技が行われていることや災害時には避難所として使用されることから、それらの状況に配慮した製品であることがわかるように記載すること。
- 第一体育室の高天井照明は、災害時には避難所として避難者の生活の場となることを想定し、調光機能を必須としている。また、仕様書に示すとおり、当該照明は停電時に蓄電池から電力を供給する特定負荷と考えているが、調光機能の活用により照明範囲が広範囲にわたることや蓄電池からの電力が長時間使用できることを期待している。これらの点を踏まえ、具体的な調光機能の利用提案や機能・システムの詳細について記載すること。
- 仕様がわかる当該製品のパンフレット等を添付すること。

イ) 設置仕様

- 落下防止対策、破損防止対策等についての検討を記載すること。

⑤ 設置方法

- 工事の工法、工事の安全面・騒音対策、工事による施設利用への影響等について記載すること。
- 施設利用者や近隣住民、施設運営への影響を最小限にするための工夫についても記載すること。

⑥ 工程表及びスケジュール

- 工期だけでなく、補助事業の申請、各種法令の規定に基づく届出等の手続き、市との協議も含め、事業実施に必要な工程、スケジュールを記載すること。

(2-2) 太陽光発電設備等の保守点検及び維持管理計画

- ① 設備等の運転管理及び維持管理方法、管理上の視点等
 - ② 運転期間における維持管理の実施体制、スケジュール、設備の交換時期等
- ※各種法令の規定に準拠していることが分かるように記載すること。

<事業効果に関すること>

(3-1) 省エネルギー効果

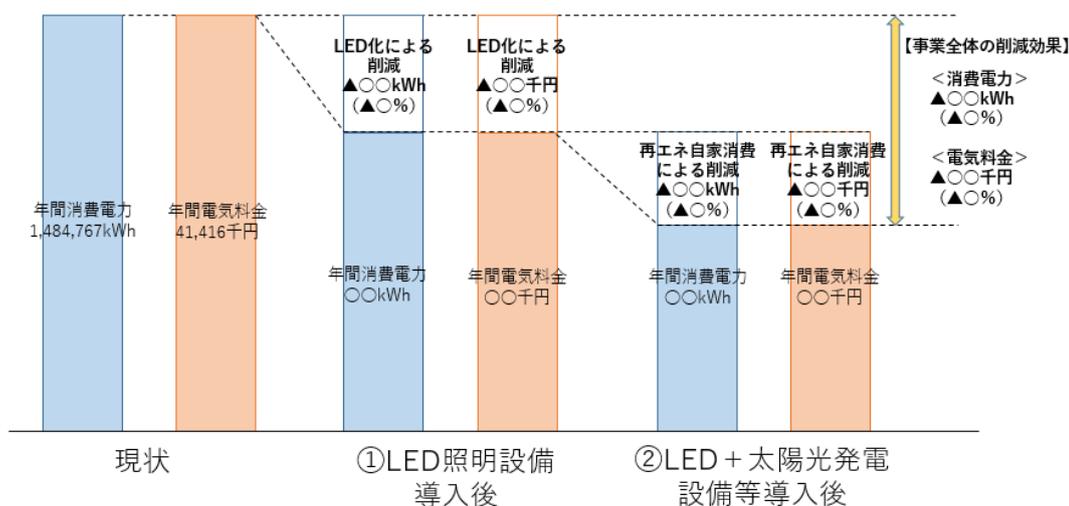
市が提供する参考資料を基に、以下①・②について試算し、その結果を下記を参考に分かりやすく示すこと。

※電力量の単位は kWh、金額の単位は千円（千円未満切り捨て）とすること。

※基準となる現在の年間消費電力量、年間電気料金は、令和 4 年度実績である 1,484,767kWh、41,461 千円とすること。

- ① LED 照明設備導入後における、現状からの年間消費電力量の削減量及び一般電気事業者へ支払う年間電気料金の削減額
- ② ①に加え、太陽光発電設備等導入により発電した電力を自家消費することを踏まえた、年間消費電力削減量及び自家消費による一般事業者へ支払う年間電気料金の削減額

<示し方の参考>



(3-2) 想定される温室効果ガス排出量削減効果

- 温室効果ガス排出量削減効果の計測・検証方法を記載すること。
- 本事業実施による施設の温室効果ガス排出量削減効果 (kg-CO2/年) を試算すること。

※温室効果ガス排出削減量の算定にあたっては、係数は 0.457 [kg-CO2/kWh] を用いること。

※計算根拠を示すこと。

※基準となる現在の年間消費電力量は、令和 4 年度実績である 1,484,767kWh

とすること。

(3-3) 減災レジリエンスの向上効果

- 災害時における施設の特長や役割を踏まえ、停電を伴う非常時において本事業で導入する設備の具体的な利用方法、利用範囲等を企画して記載すること。

<業務遂行能力に関すること>

(4-1) 事業実施体制

- 本事業に携わる人員体制と役割、実施体制、資格・経験等。
 - ※設備の故障、緊急時や災害発生時の対応体制も示すこと。
 - ※以下の資格を有する者を含め、資格を証明する書類を添付すること。
 - ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による構造設計一級建築士
 - ・電気主任技術者

(4-2) 事業資金計画

- 設備費、工事費、運転管理、維持管理及び撤去、保険料等のための必要経費、補助事業による資金調達等の収入、事業期間における収支を記載すること。
 - ※各経費、収入の内訳も記載すること。
 - ※国・都等の補助金を活用する場合は、補助金の名称を記載すること。
 - ※運転期間中の市の改修工事等に伴う太陽光発電設備等の一時撤去、保管、再取付は、運転期間中、施設で各 1 回実施することを前提として記載すること。
 - ※運転期間中の施設廃止、改築等はないものとして記載すること。

(4-3) 事業期間におけるリスク対策

- 設備の故障等に対する損害保険の適用範囲や補償内容、設計・工事等の履行に係る保証及び維持管理費用の増大、天災等の不可抗力の維持管理期間におけるリスク保証、市や第三者に対する賠償等、事業期間において発生が想定されるリスクに対しての対策、補償方法を記載すること。

(4-4) 類似の事業履行実績

- 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度）の、本事業と類似した事業（「高圧施設の屋上又は屋根における太陽光発電設備等の設備設計及び導入にかかる業務」、「公共施設における既存照明設備の高効率照明設備への改修にかかる設計及び改修にかかる業務」）の履行実績を記載すること。
- 実績から得た専門的な知見等を本事業にどのように活用していくかを記載すること。

(4-5) 市内事業者の活用

- 本事業における下請け業者等で市内事業者を活用する場合は、業務内容・役

割を記載すること。

<PPA 単価及びリース料に関すること>

(5-1) PPA 単価

- 本事業のうち太陽光発電設備等 PPA 事業において、太陽光発電設備等で発電して施設に供給され、市が使用した電力量に応じて市が支払う PPA 単価 (円/kWh) を記載すること。

※PPA 単価の上限は市より事前に提示するため、その金額内で提案すること。

※原則、事業期間中一定額とする。

※消費税込みの金額を記載すること。

※契約単価は受託候補者決定後、受託候補者が実際に負担する費用等を考慮の上、市との協議により決定するため、提案した単価が契約単価となるものではないことに注意すること。

※仕様書において、躯体や天井ボード等アスベストが検出された場合の撤去費用負担については別途市と協議するものとしているため、単価には含まないこと。

(5-2) リース料

- 本事業のうち LED 照明設備リース事業において、市が支払うリース料 (賃貸借期間における総額及び月額) を記載すること。

※リース料は毎月一定額とすること

※消費税込みの金額を記載すること。

※仕様書において、設置工事に際して天井ボード等からアスベストが検出された場合の撤去費用負担については別途市と協議するものとしているため、リース料には含めないこと。

※リース料については、地方自治法第 214 条に基づく債務負担行為を設定している。賃貸借期間におけるリース料の限度額は以下のとおりであるため、この金額内で提案すること。

リース料総額限度額 (10 年間 (120 月))	130,820,000 円
---------------------------	---------------

<本事業を活かした独自提案に関すること>

(6-1) 環境意識向上に寄与する提案

- 市民の環境意識向上に寄与する独自提案を記載すること。

(6-2) 東久留米市の特性を活かした提案

- 東久留米市の特性を活かした独自提案を記載すること。

7. 審査方法及び審査基準

本プロポーザルの実施及び選定に関する審議は、審査委員会設置要綱により審査委員会を設置し、提出された企画提案書の審査を行う。

- ① 評価項目・評価点は、「(別紙) 審査基準」のとおりとし、各審査委員がそれぞれ採点する。
- ② 評価点の満点は150点で、基準点は90点とする。
- ③ 各審査委員の評価点の平均が基準点に達しない参加事業者は、選定の対象外とする。また、すべての参加事業者が基準点を下回った場合は、再度プロポーザルを実施する場合がある。
- ④ 各審査委員の評価点の平均が最も高い参加事業者を、最優秀提案者として契約締結に向けての優先交渉権を有する受託候補者に選定する。また、次点を優秀提案者として、次選受託候補者に選定する。
- ⑤ 参加事業者が1者のみの場合であっても、上記の基準で審査を行う。また、各審査委員の評価点の平均が同点の参加事業者が2者以上あった場合は、審査委員の多数決により決する。
- ⑥ 審査の過程で、提出された企画提案書に疑義が生じた場合には、各参加事業者に電子メールにて問い合わせる場合がある。参加事業者は迅速な回答に努めること。なお、回答は電子メールにて行うこと。

8. その他留意事項

(1) 使用する言語及び通貨

言語は日本語、通貨は日本円に限る。

(2) 費用負担

本プロポーザルに関する書類の作成及び提出に係るすべての費用は、本プロポーザルに参加する者（以下「参加事業者」という。）の負担とする。

(3) 市が提供する資料の取り扱いについて

- ① 市が提供する資料は、参加事業者が本プロポーザルに参加する目的以外には使用できないものとする。
- ② 受託候補者に選定されなかった事業者は、市が提供したすべての資料について、第三者への情報漏洩が生じないように自らの責任において速やかに廃棄すること。

(4) 参加事業者より提出された書類の取り扱いについて

- ① 提出書類は、市の文書管理規程に基づき保管するものとする。
- ② 提出書類は、市が審査を行う上で必要な範囲において、複製を作成することができるものとする。
- ③ 提出書類は、いかなる事情があっても返却しないものとする。
- ④ 提出書類の提出後における内容の変更等は、原則として認めない。ただし、市が必要と認める場合には、この限りではないものとする。

(5) 情報公開について

市は、東久留米市情報公開条例の趣旨に基づき、プロポーザルに参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査結果等）等を公表できるものとする。

(6) 参加事業者の失格について

提出書類に虚偽の記載をした者、もしくは審査の公平性を損なう行為を行った者は失格とする。

また、市が提示する提案上限 PPA 単価及びリース料を超える金額を提案した場合も失格とする。

(7) 通信事故等の責任について

本プロポーザルに関する郵送や電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わないものとする。

(8) その他

本プロポーザルの参加に当たっては、市の指示に従うこと。

9. 担当部署

東久留米市教育部生涯学習課スポーツ振興係 担当 伊藤

〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号

電話 042-470-7784（直通）

FAX 042-470-7811

電子メールアドレス shogaigakushu@city.higashikurume.lg.jp